

全愛知建設労働組合共済制度

制度の内容（事由発生後2年以内に申請してください。）

共済の種類		給付の内容	共済金	組合の健康保険加入者
死亡弔慰金	本人	自殺を含む全ての死亡	1,000,000円	70,000円
	配偶者	法に定められた配偶者	100,000円	50,000円
	子	生計を一にする未婚の子	50,000円	50,000円
	親	配偶者の親を含む	15,000円	50,000円
住宅災害見舞金	火災・落雷・破壊・爆発・航空機の墜落など	建物の70%以上	200,000円	健康保険料の減免措置がありません。
		建物の50%以上	180,000円	
		建物の30%以上	140,000円	
		建物の20%以上	100,000円	
		建物の10%以上	60,000円	
		建物の5%以上	40,000円	
		建物の5%未満	10,000円以内	
	風水害等の自然災害(地震・津波・噴火による災害は含みません。)	全壊(建物の70%以上)	60,000円	
		半壊(建物の20%以上)	30,000円	
		床上浸水	2,000円～30,000円	
	一部壊	6,000円以内		
1 重度障害見舞金		本人が廃疾になったとき	1,000,000円	
2 重病見舞金	休業14日以上	本人が連続して14日以上休業したとき	350,000円	
	休業30日以上	本人が連続して30日以上休業したとき	315,000円	
2 傷病手当金		本人が病気やケガで休業したとき	4 入院期間問わず1日につき1,000円(待機29日、最高41日分支給) 入院1日につき5,000円(待機70日、最高100日分支給)	<入院の場合> 1日につき4,000～6,000円 <通院の場合> 1日につき2,000～4,000円 入院期間問わず待機5日、最高65日分支給
結婚祝金		本人が結婚したとき	20,000円	
出産祝金		本人又は配偶者が出産したとき	10,000円	350,000円
就学祝金		子が小学校へ入学したとき	10,000円	
敬老祝金		本人が70歳に達したとき	10,000円	

- 1 重度障害見舞金が給付された場合、本人死亡の死亡弔慰金は不支給。
- 2 労災、第三者行為は不支給。労務不能期間の証明は医師証明に基づく。
- 3 同一傷病については、年15,000円を上限。
- 4 同一傷病について、平成16年4月1日事由発生分より上記金額で新設されました。
- 5 組合員の健康保険に、資格がある被保険者へ支給されます。
ご加入を希望する方は、加入に必要な書類 加入金(15,000円) 組合費(2,400円) 支部費(500円) 一斉積立金(2,000円) 健康保険料(健康保険加入者のみ) 労災保険料(労災保険加入者のみ)を、そろえて全連愛知へ提出してください。
建設業で働く人であれば、親方も職人も誰でも個人個人で加入できます。
組合員になれば、健康保険や労災保険、年金共済や各種共済等に任意で加入できます。
組合に加入すると上記の組合共済に自動的に入るようになってます。(掛金は組合費の中に含まれています。)

規約(抜粋)

- (加入)
第25条 この組合に加入するときは申込書に組合費等を添えて申し込むものとする。
2. 組合員としての権利は、申込みが受理され、組合員名簿に登録された月の翌月1日から発生する。
3. 組合は新規に加入した組合員に対して直ちに組合員たる証を交付しなければならない。
- (退会)
第26条 この組合から脱退する場合は組合員たる証を添えて脱退届けに理由を明記し、執行委員長に届け出なければならない。但し、組合に対し債務のあるものは、それが履行後でなければ脱退できない。
2. 正当な理由なく組合費を3ヵ月以上滞納したときは脱退したものとす。但し、債務の返済義務を免れるものではない。

全連愛知豊橋支部慶弔規程

事由発生後1年以内に申請してください。

	給付の内容	給付金等
死亡弔慰金	本人の場合	20,000円と花輪1基
	同居の家族の場合	10,000円と花輪1基
病気・事故の見舞金	本人が10日以上入院した場合	10,000円
	同居の家族が10日以上入院した場合	5,000円
結婚祝金	本人が結婚した場合	10,000円
出産祝金	女性支部員本人または支部員の配偶者が出産した場合	5,000円
就学祝金	支部員の子供が小学校へ入学した場合	5,000円

上記内容に該当する者は、自らの申し出により速やかに支部役員に申請する。
支部の慶弔に際しては、その都度支部執行委員会と協議する。
この規程の改廃および運営について必要な事項は、支部執行委員会で決定する。
この規程は、平成14年7月14日より実施する。
上記の支給は事由発生より一年以内有効。